第５回条例検討会（福祉／医療／その他分野検討グループ）議事録【確定】

日　時：平成 25 年 10 月 17 日(木)　19:00～21:00
場　所：新潟市役所本館対策室
出席者：熊倉グループ長、金子委員、白柏委員、田中委員、桝屋委員、金子進行役
欠席者：なし
関係課：島田保育課長、小沢こども未来課長補佐、高井保健所保健管理課長、佐藤広聴相談課長、加藤こころの健康センター精神保健福祉室主査、大倉障がい福祉課制度改革推進係長

福祉分野

１．障がいを理由とした差別的取扱い

≪未然防止策≫

①　条例に「差別的取扱い」を禁止する規定を設け、市民への周知を図る

②　市民・事業者等に対して、障がいや障がい者への理解を深める周知啓発を行う

③　福祉従事者に対して、障がいや障がい者への理解を深める研修を実施する

④　本人及びその保護者に適切な説明を行う

≪事後対応策≫

⑤　相談・紛争解決機関を設置し、相談・助言・あっせん・勧告・公表等を行う

（１）障がいを理由として建物その他の施設の利用を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件をつけること

○　委員意見

・バリアフリー施設が備えるべき「ハード」「ソフト」「マインド」の基準を明らかにしておくべき。

・施設としてバリアフリー化は当然。

・さまざまな事業者、施設から利用者が選択できるのがよい。受入れ可能な障がいの状態について、事業ごとにガイドラインを作成しておく。

・マニュアルを作成し、障がい特性に合わせて照会、紹介できるようにする。（市役所内にそのような部署を作る。）

・人は等しく敬意を払われて当然。保育園は、あまねく受け入れるべき。

・専門家や専門機関に相談できるよう、横のつながりをシステム化する。

・障害者総合支援法の苦情解決システムや行政の指導システムを活用。

（２）障がいを理由として福祉（サービス）の提供を制限すること

○　委員意見

・互いの理解のためにも、ひまわりクラブなどは、障がい者と健常者が共にいた方がよい。（そのような意識作り）

・排せつが自立していない障がい児のプール制限に関して、障がい者と健常者とで分けるのは適切でない。体調にもよるし、考え方を変えるべき。

・水泳用おむつを利用するなど、物理的に解決できる手段もある。

・排せつがどのくらい自立しているのか、程度にもよる。

・障がい児と健常児を分けることは、子どもの発達を促す機会を失わせ、自尊心を低めてしまう。

（３）障がいを理由として福祉（サービス）の提供に条件を付けること

○　委員意見

・がん検診で順番を最後にされた件について、最初にする、最後にする、という対応ではなく、効率的方法を工夫すべき。

・時間を決めて最初（または最後）に検診を受けるのはメリットもある。誤解を与えないような説明をきちんとすべき。

・がん検診で「最後に来るように。」という言葉は、差別的。

○　次回への持ち越し事項

・医療、その他分野について討議を行う。